

紀宝町営浄化槽整備推進事業
第二期保守点検等包括業務に関する

募集要項



令和4年12月20日

三重県紀宝町

目 次

1 本書の位置付け	1
2 業務内容	1
2.1 業務名	1
2.2 業務目的	1
2.3 事業者の業務内容	1
2.4 町の業務内容	1
2.5 業務期間	2
2.6 業務対価の支払い	2
2.7 法令等の遵守	2
3 事業者募集等のスケジュール	2
4 応募に関する条件等	3
4.1 応募者の備えるべき参加資格要件	3
4.1.1 応募者の構成等	3
4.1.2 応募者の参加資格要件	3
4.2 参加資格確認基準日	4
4.3 応募に関する留意事項	4
4.3.1 公正な競争の確保	4
4.3.2 費用負担	4
4.3.3 保証金	4
4.3.4 使用言語、単位等	4
4.3.5 提出書類の取扱い	5
4.3.6 参加の辞退	5
4.3.7 その他	5
5 応募に関する手続き	5
5.1 募集要項等に関する質問の提出	5
5.2 募集要項等に関する質問への回答の公表	6
5.3 参加資格確認書類の提出	6
5.4 提案書の提出	8
6 提案書の審査	9
6.1 委員会の設置	9
6.2 審査の内容	9
6.3 優先交渉権者等の決定等	9
6.4 ヒアリングの実施	9
6.5 応募者が1者であった場合の取扱い	9
7 契約手続き等	9
7.1 基本協定の締結	9

7.2 事業契約の締結	9
7.2.1 事業契約の概要	9
7.2.2 事業契約	9
7.2.3 契約の保証	10
7.3 その他	10
8 問い合わせ先	10

1 本書の位置付け

本書は、紀宝町（以下「町」という。）が、第二期紀宝町営浄化槽整備推進事業保守点検等包括業務を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、これに応募しようとする者を対象に交付するもので、別添の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ① 業務要求水準書
- ② 提案書作成要領
- ③ 優先交渉権者選定基準

応募者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

2 業務内容

2.1 業務名

第二期紀宝町営浄化槽整備推進事業保守点検等包括業務

2.2 業務目的

町では紀宝町営浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）について、平成 20 年度から PFI 方式にて実施し、同方式による維持管理業務は平成 29 年度で終了した。その後の本事業におけるの浄化槽の維持管理（保守点検）業務は、保守点検等包括委託方式を導入し、平成 30 年度から委託業務として実施している。

現在の保守点検等包括委託業務（以下「第一期業務」という。）は令和 4 年度末に契約終了となることから、町は令和 5 年度以降についても、町により管理されている浄化槽及び今後管理される浄化槽（設置及び寄附）の保守点検等の業務について、第二期の保守点検等包括委託業務（以下「本業務」という。）として委託することとした。

本業務は、第一期業務と同様に事業者による責任管理を継続させるため、作業内容のすべてを明示した通常の委託方式ではなく、事業者が独自に利用者サービスを行える長期包括業務とする。

2.3 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりである。業務の具体的な内容については「業務要求水準書」を参照のこと。

- ① 令和 5 年度から令和 9 年度の期間において、本事業により設置された浄化槽及び町が寄附を受けた浄化槽の保守点検及び軽微な補修並びに使用料徴収補助作業を行う。
- ② 上記①の浄化槽に加えて、令和 4 年度において、町が管理している浄化槽の保守点検及び軽微な補修並びに使用料徴収補助作業も行う。

2.4 町の業務内容

本業務において、町が行う業務内容は以下のとおりである。

- ① 保守点検等に係る対価の支払
- ② 使用料徴収・清掃記録等に係る対価の支払
- ③ 事業者の業務実施状況の監視及び評価
- ④ その他町の公権力行使に係る事務

2.5 業務期間

業務期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2.6 業務対価の支払い

本事業における対価は、保守点検等業務及び使用料徴収補助業務の実績に基づき、各年度とも四半期ごとの年4回に分割して支払う。

2.7 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については「業務要求水準書」を参照のこと。

3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは表1のとおり予定している。

表1 事業者募集等のスケジュール（予定）

内容	日程
募集要項等の公表	令和4年12月20日（火）
募集要項等に関する質問受付	令和4年12月20日（火） ～令和4年12月27日（火）
募集要項等に関する質問回答の公表期限	令和5年1月12日（木）
参加資格確認書類の受付	令和5年1月12日（木） ～令和5年1月19日（木）
参加資格確認結果の通知期限	令和5年1月26日（木）
提案書の受付期限	令和5年2月28日（火）
優先交渉権者等の決定、通知及び公表	令和5年3月下旬
審査結果及び審査講評の公表	令和5年3月下旬
事業契約の締結	令和5年4月
事業開始	令和5年4月1日

4 応募に関する条件等

4.1 応募者の備えるべき参加資格要件

4.1.1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

応募者は、浄化槽の維持管理業務を行う単独の企業、又は浄化槽の維持管理業務を行う者を含む複数の企業により構成される共同企業体（有限責任事業組合等）とする。

(2) 複数の企業で構成する場合

複数の企業による応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 応募者を複数の企業で構成する場合は、以下の要件に構成員による協定を締結の上、代表企業を定め、代表企業が本事業に係る応募手続きを行うとともに事業実施の総括責任者となること。
- ② 応募者は、参加申込時に、構成員の名称及びそれぞれの責任や役割分担等を明らかにすること。
- ③ 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、業務契約締結後において、町が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。
- ④ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。ただし、業務契約成立後において町が前項により認めた場合、事業者として選定されなかった応募者の構成員が事業者の協力企業として業務に参加することができる。
- ⑤ 共同企業体の構成員を変更する場合は必ず、構成員の名称及びそれぞれの責任や役割分担等を明らかにした書面を町に提出すること。

4.1.2 応募者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募者又は応募者の構成員及び協力企業は、以下の要件をすべて満たさなければならない。応募後に以下の要件を満たさなくなったときは、町はその者の応募行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の違反により過去 3 年以内に罰則を受けていない者であること。
- ④ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

(再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑤ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者、または金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められる者でないこと。
- ⑥ 紀宝町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 7 号）第 8 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税並びに紀宝町税に未納の税額がない者であること。
- ⑨ 応募者は紀宝町内に本社又は営業所があること。また、共同企業体の場合は構成員のいずれかが紀宝町内に本社又は営業所があること。

(2) 浄化槽の保守点検業務に関する参加資格要件

浄化槽の保守点検業務を行う構成員及び協力企業は、三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年三重県条例第 26 号）第二条に規定する浄化槽保守点検業の登録を受けていること。また、熊野管内の熊野市、御浜町及び紀宝町のいずれかに営業所があり、かつ営業区域に紀宝町を含めていること。

4.2 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加申込書（様式 2）を町が受領した日とする。ただし、参加資格確認後、業務契約の締結までの間に、応募者又は応募者の構成員に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、その時点で失格とする。

4.3 応募に関する留意事項

4.3.1 公正な競争の確保

応募者又は応募者の構成員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

4.3.2 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

4.3.3 保証金

応募のための保証金は免除する。

4.3.4 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4.3.5 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、町が指示した場合を除き認めない。

(2) 提出書類の返却

応募者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

(3) 提出書類の保管等

応募者からの提出書類は、町の定めるところにより保管の上、保管期間満了後に処分するものとする。また情報公開請求に対しては、関係法令等の定めに基づき処置する。

(4) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、公表その他町が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、町は応募者の許可を得てこれを無償で使用することができる。

(5) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした応募は、無効とする。

4.3.6 参加の辞退

提案書を提出した後に応募を辞退する場合は、提案書の受付期限までに参加辞退届を「8 問い合わせ先」に持参により提出すること。

4.3.7 その他

町は、募集要項等に定めるものの他、事業者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、町のホームページを通じて応募者に通知する。また、募集開始以降、募集要項等を補完又は修正する追加資料を町がホームページにて公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとする。

5 応募に関する手続き

5.1 募集要項等に関する質問の提出

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、募集要項等に関する質問書（様式1）に記入の上、「8 問い合わせ先」宛てに電子メール、郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。これら以外の方法による質問は一切受け付けない。

電子メール ・ 郵送	令和4年12月20日（火）から 令和4年12月27日（火）17時到着分まで
持参	令和4年12月20日（火）から 令和4年12月27日（火）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで）

5.2 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、令和5年1月12日（木）迄に町のホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに書面により回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

5.3 参加資格確認書類の提出

本事業に参加しようとする者は、表2に示す参加資格確認書類をまとめて1部、「8 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。

郵送	令和5年1月12日（木）から 令和5年1月19日（木）17時到着分まで
持参	令和5年1月12日（木）から 令和5年1月19日（木）まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで)

表 2 参加資格確認書類

提出書類		様式	作成要領等
参加申込書		様式 2	—
構成員一覧		様式 3	・共同企業体である場合に提出すること。
協力企業一覧		様式 4	・協力企業がある場合に提出すること。
参加資格確認申請書		様式 5	—
添付書類	登記簿謄本	—	・共同企業体である場合はすべての構成員について提出すること。(個人事業主の場合は住民票)
	定款	—	
	国税に係る納税証明書	—	・納税証明書「その3の3」(法人)又は「その3の2」(個人事業主) ・共同企業体である場合はすべての構成員について提出すること。
	紀宝町税に係る納税証明書(非課税証明書)	—	・直近1ヶ年度分の法人市町村税及び固定資産税に係る納税証明書。 ・共同企業体である場合は紀宝町に納税義務のある構成員について提出すること。
	共同企業体協定書の写し	様式 6 (参考)	・共同企業体である場合は応募者の構成員間の業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること(様式6を参考に作成すること)。
	協力協定書の写し	様式 7 (参考)	・協力企業がある場合に、応募者と協力企業との間で業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること(様式7を参考に作成すること)。 ・協力企業の数だけ協定書の写しを提出すること。
	浄化槽保守点検業者の登録を証明する書類		・共同企業体である場合は構成員及び協力企業のうち、登録を受けている者すべてが提出すること。
	浄化槽管理士の登録を証明する書類	—	・共同企業体である場合は構成員及び協力企業に所属する浄化槽管理士全員について提出すること。

5.4 提案書の提出

参加資格を有すると確認された応募者は、表3に示す提案書を作成し、「8 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に9部提出すること。なお、提案書作成の詳細については「提案書作成要領」を参照のこと。

郵送	令和5年2月28日（火）17時到着分まで
持参	令和5年2月28日（火）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで）

表 3 提案書

提出書類	様式	作成要領等
提案書	任意	・「提案書作成要領」に基づき作成すること。
提案書の電子データ	—	・提案書の電子データ一式をCD-ROMに収納し、提出すること。 ・提案書の電子データは、Microsoft Word又はExcel形式を基本とする。 ・上記の他、提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式データを収納すること。

6 提案書の審査

6.1 委員会の設置

町は、提案書の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

6.2 審査の内容

審査は、町による参加資格審査及び委員会による提案審査により実施する。詳細については「優先交渉権者選定基準」を参照のこと。

6.3 優先交渉権者等の決定等

町は、委員会による提案審査の結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定し、その結果を応募者（代表企業）に書面により通知するとともに、町のホームページで公表する。

また、提案審査結果は、委員会の審査講評と併せて町のホームページで公表する（令和5年3月下旬（予定））。

6.4 ヒアリングの実施

委員会及び町は、提案審査に当たって、提案内容の確認等のために必要と判断した場合、応募者に対してヒアリングを実施する場合がある。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に応募者（代表企業）に通知する。

6.5 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合でも、「優先交渉権者選定基準」に従い審査を行う。

7 契約手続き等

7.1 基本協定の締結

町は、優先交渉権者の決定後、速やかに優先交渉権者と基本協定を締結する。基本協定は事業契約締結に向けての当事者双方の協力義務、共同企業体等を設立する場合の条件等について規定するものとする。

7.2 事業契約の締結

7.2.1 事業契約の概要

事業契約は、募集要項等、町の提示資料及び優先交渉権者の提案内容に基づき契約するものであり、町と事業者との責任分担、事業者が遂行すべき業務内容の詳細、サービス対価の額とその支払い方法等について規定するものである。

7.2.2 事業契約

事業契約は、募集要項及び応募者の提案内容に基づき、町と事業者の責任分担、事業者が遂行すべき業務内容の詳細、サービス対価の額とその支払い方法等について定めるものとする。

7.2.3 契約の保証

事業契約の締結に当たり、事業者は契約保証金として1,000,000円を町に納付することとする。ただし、契約保証金に代えて、履行保証契約の締結をもって契約保証金を免除するものとする。

7.3 その他

町は、優先交渉権者との事業契約に係る協議が整わなかった場合、委員会の提案審査結果の第二位の次点者と契約交渉を行うことがある。

8 問い合わせ先

紀宝町役場環境衛生課

所在地：〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶉殿 324 番地

電話：0735-33-0338

電子メール：kankyo@town.kiho.lg.jp

【様式 1】 募集要項等に関する質問書

令和 年 月 日

紀宝町長 西 田 健 あて

募集要項等に関する質問書

「紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務」に関する募集要項等について、以下のとおり質問を提出します。

質 問 者 名	
---------	--

質問箇所	書類名	
	ページ	
	項番	
	項目	
質問内容		

注 1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注 2) 質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

【様式 2】参加申込書

令和 年 月 日

紀宝町長 西 田 健 あて

参加申込書

当共同企業体は、令和 4 年 12 月 20 日付けで公募された「紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務」への参加を申し込みます。

共同企業体名			
代表企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
	担当	氏名	
		所属・役職	
	者	電話	
		F A X	
電子メールアドレス			
構成員	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
構成員	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	

注) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

【様式3】構成員一覧

構成員一覧

共同企業体名			
代表企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
		電話	
		F A X	
	電子メールアドレス		
役割分担			
構成員	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
		電話	
		F A X	
	電子メールアドレス		
役割分担			
構成員	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
		電話	
		F A X	
	電子メールアドレス		
役割分担			

注1) 「役割分担」欄には、業務分担を簡潔に記入するものとし、一業務を複数企業で分担する場合にも各分担業務を記入すること。

注2) 資格を要する業務を担当する場合は、必要な資格を有する会社とすること。

注3) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

【様式4】協力企業一覧

協力企業一覧

共同企業体名			
協力企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊞	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
		電話番号	
		F A X	
	電子メールアドレス		
役割分担			
協力企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊞	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
		電話番号	
		F A X	
	電子メールアドレス		
役割分担			
協力企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊞	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
		電話番号	
		F A X	
	電子メールアドレス		
役割分担			

注1) 「役割分担」欄には、業務分担を簡潔に記入するものとし、一業務を複数企業で分担する場合にも各分担業務を記入すること。

注2) 資格を要する業務を担当する場合は、必要な資格を有する会社とすること。

注3) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

【様式5】参加資格確認申請書

令和 年 月 日

紀宝町長 西 田 健 あて

参加資格確認申請書

令和4年12月20日付けで公募された「紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務」に関する参加資格について確認願いたく、必要書類を添えて申請します。

また、募集要項に定められた参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体名			
代表企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
	当者	電話	
		F A X	
電子メールアドレス			

【様式6】共同企業体協定書（参考）

紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務に関する協定書（参考）

（目的）

第1条 本協定書は、当共同企業体が紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務（以下「本事業」という。）に応募し、本事業に係る合併処理浄化槽の保守点検等を遂行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、【共同企業体名称】と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第3条 当共同企業体は、令和【 】年【 】月【 】日に成立し、紀宝町との本事業に係る業務契約締結日以降は、本協定書に定める一切の権利義務を、当共同企業体の構成員が連帯して負うものとする。なお、当共同企業体は、本事業に係る事業契約が契約期間の満了、解約、解除その他理由の如何を問わず終了した場合は、解散しこれを清算する。

2 当共同企業体は、紀宝町と本事業に係る事業契約を締結できなかったときは、当該事業契約が締結された日をもって解散するものとする。

3 当共同企業体は、本事業に係る応募を辞退したときは、当該応募を辞退した日をもって解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第4条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

【代表企業所在地】

【代表企業名称】

【構成員所在地】

【構成員名称】

（代表企業の名称）

第5条 当共同企業体は、【代表企業名称】を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第6条 代表企業は、当共同企業体を代表して、本事業に係る応募手続き及び事業契約を履行する権限を有するものとする。

（構成員の責任及び役割分担）

第7条 各構成員は、本事業に係る応募手続き及び事業契約の履行その他本事業の実施に伴

い当共同企業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。なお、当共同企業体が解散した後においても、当共同企業体が負うべきかし責任については共同連帯して負うものとする。

2 各構成員の本事業における役割分担は、次のとおりとする。

【代表企業名称】 【保守点検業務、修繕業務、料金徴収業務、その他業務のうち該当する業務を記載】

【構成員名称】 【同上】

(権利義務の譲渡の制限)

第8条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の変更)

第9条 紀宝町の承認がなければ、構成員を変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、第7条のかし責任を除き、本協定締結の日から、第3条の規定により当共同企業体が解散しその清算が終了した日までとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 本協定書に定めのない事項については、構成員全員をもつての協議の上、定めるものとする。

【代表企業名称】他【代表企業を除く構成員数】者は、上記のとおり紀宝町営浄化槽整備推進事業保守点検等包括業務に関する共同企業体協定を締結したので、その証拠として本協定書【代表企業を含む構成員数】通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自一通を所持するものとする。

令和【 】年【 】月【 】日

【代表企業名称】

【代表者職氏名】

㊟

【構成員名称】

【代表者職氏名】

㊟

【様式7】協力協定書（参考）

紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務に関する協力協定書 （参考）

【共同企業体名称】の紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務（以下「本事業」という。）への応募に当たって、【協力企業名称】は、本事業の趣旨に賛同するとともに、【共同企業体名称】が本事業の事業実施者と決定されたときは、本事業の円滑な推進に貢献するため、【保守点検業務、修繕業務、料金徴収業務、その他業務のうち該当する業務を記載】を担う協力企業として、【共同企業体名称】に全面的に協力することについて、【共同企業体名称】の代表企業である【代表企業名称】と確認し、ここに協力協定を締結する。

令和【 】年【 】月【 】日

【グループ名称】代表企業

【代表企業所在地】

【代表企業名称】

【代表者職氏名】

㊞

【グループ名称】協力企業

【協力企業所在地】

【協力企業名称】

【代表者職氏名】

㊞

【様式 8】参加辞退届

令和 年 月 日

紀宝町長 西 田 健 あて

参加辞退届

当共同企業体は、令和 4 年 12 月 20 日付けで公募された「紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務」への参加を申し込みましたが、都合により辞退します。

共同企業体名			
代表企業	会社名		
	所在地		
	代表者氏名	㊟	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
	当	電話	
		F A X	
		電子メールアドレス	